

埼玉県特別高圧受電事業者等 支援金のご案内

申請受付期間：令和8年10月1日(木)～12月23日(水)

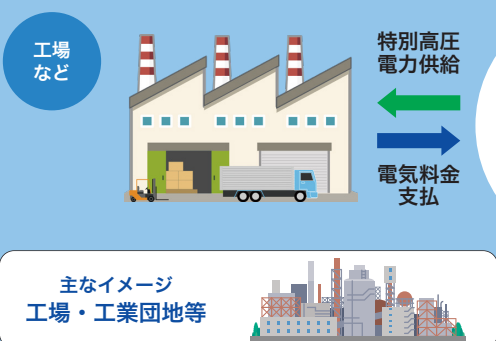
交付対象期間：令和8年7月分～9月分の3か月分

埼玉県内の事業所等で「特別高圧電力」を使用し、電気料金高騰の影響を受けている中小企業等の負担軽減を図るために支援金を交付します。

支援金の交付を受けるためには申請が必要です。

1 2 いずれも埼玉県内の事業所等が対象です。

1 特別高圧電力を使用している
中小企業者・工業団地



2 特別高圧電力を使用している施設内に
テナントとして入居する中小企業者等



対象となる中小企業者等とは、中小企業基本法に定める中小企業者、その他の法人で中小企業に準ずるもの。(詳細はホームページをご覧ください。)

		工場・工業団地等	商業施設テナント	オフィスビル等テナント
交付対象単位		電気使用量 (kWh)	面積 (㎡)	面積 (㎡)
支援額	7月・9月	1.8円/kWh	48円/㎡	33円/㎡
	8月	2.3円/kWh	62円/㎡	43円/㎡

工場・工業団地等：交付額＝各月の使用量×単価

工場等で8月に100,000kWh使用した場合
100,000×2.3円＝230,000円が8月分として交付されます。

商業施設・オフィスビル等テナント：交付額＝入居床面積×単価

商業施設に入居している200㎡のテナントの場合
200×48円×2か月＝19,200円(7月分・9月分)
200×62円×1か月＝12,400円(8月分)
19,200円＋12,400円＝31,600円が交付されます。

▼申請受付期間・申請方法・お問合せ先などは裏面をご覧ください▼

申請受付期間

オンライン申請・郵送申請 共通

令和 8 年 10 月 1 日(木)～12 月 23 日(水)

※郵送の場合は期間内の消印が有効

交付対象期間：令和 8 年 7 月分～9 月分の 3 か月分

申請方法

原則、埼玉県ホームページからオンラインで申請してください。

(オンライン申請が難しい場合は、郵送でも受け付けます。申請書等は埼玉県ホームページからダウンロードできます。)



埼玉県ホームページ (支援制度の詳細や申請に必要な書類等を掲載していますのでご確認ください。)

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0803/tokkou-shienkin.html>

申請に必要な書類

申請に必要な書類	工場・工業団地等	商業施設テナント	オフィスビル等 テナント
交付申請書兼請求書	☐	☐	☐
暴力団排除に関する誓約書	☐	☐	☐
履歴事項全部証明書※ (個人事業主の場合は除く)	☐	☐	☐
特別高圧電力を使用していることが確認できる書類 (商業施設等があらかじめ県に提出している場合を除く)	☐	☐	☐
特別高圧電力の使用実績が確認できる書類 (電気代請求書、領収書など)	☐		
交付対象期間中の入居状況(入居期間、床面積)が 確認できる書類(賃貸借契約書など)		☐	☐
本支援金振込先の口座に関する情報(金融機関名、 口座番号、名義人)が確認できる書類※	☐	☐	☐
(書類の省略を希望する場合) 過去に受けた交付決定のうち、最も新しい交付決定通知書の写し	☐	☐	☐

必要に応じて追加書類の提出や申請内容の確認のために連絡することがあります。

※提出済みの内容に変更がない場合、過去に受けた交付決定のうち最も新しい交付決定通知書の写しの添付により省略可
(履歴事項全部証明書は発行から 6 か月以内のものに限る)

お問合せ先

埼玉県特別高圧受電事業者等支援金 コールセンター

TEL 0120-386-863 午前9時～午後5時(土・日・祝日を除く)

埼玉県ホームページ <https://www.pref.saitama.lg.jp/a0803/tokkou-shienkin.html>埼玉県のマスコット
「コバトン」「さいたまっち」